

経営事項審査の審査基準改正に伴う入札参加資格審査の実施方法の取扱

(静岡県交通基盤部建設業課)

平成24年7月1日から経営事項審査の審査基準が改正されます。

これに伴い、平成24年11月頃実施予定の平成25・26年度静岡県建設工事競争入札参加資格審査については、改正後の項目及び基準(新基準)により受審した経営事項審査の結果に基づいて実施します。

このため、平成24年11月予定の上記入札参加資格審査において、改正前の基準(旧基準)で受審した場合の取扱を下記のとおりとします。

なお、**新基準による経営事項審査の再審査が7/1から10/29まで無料で実施されます**ので、必要な方は必ず受けてください。

記

1 雇用保険、健康保険、厚生年金保険のいずれかに未加入の場合

旧基準による結果通知書において「雇用保険加入の有無」「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」になっている場合は、入札参加資格申請において、旧基準による結果通知書を使用することはできません。

このため、経営事項審査の再審査(7/1から10/29)を受審し、新基準による結果通知書により入札参加資格申請を行ってください。

2 雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入している場合(加入義務が無い場合を含む。)

(1) 旧基準による結果通知書において「雇用保険加入の有無」「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の欄がいずれも「除外」になっている場合は、入札参加資格申請において、旧基準による結果通知書をそのまま使用することができます。

(2) 旧基準による結果通知書において「雇用保険加入の有無」「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の欄が、上記の「1」及び「2の(1)」以外になっている場合で、

ア 平成24年3月以前に受審したものは、入札参加資格申請において、旧基準による結果通知書を使用することはできません。

このため、経営事項審査の再審査(7/1から10/29)を受審し、新基準による結果通知書により入札参加資格申請を行ってください。

イ 平成24年4月から同年6月までに受審したものは、入札参加資格申請において、旧基準による結果通知書をそのまま使用することができます。

(問合せ先)

入札参加資格審査 : 静岡県交通基盤部建設業課指導契約班 054-221-3057

経営事項審査の再審査 : 静岡県交通基盤部建設業課許可班 054-221-3058